

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 3 月 29 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

新潟市水道局管理規程第 4 号

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程

新潟市水道局分課規程（平成 19 年新潟市水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項秋葉事業所料金課の項中「料金第 1 係 料金第 2 係」を「管理係 料金係」に改め、同条第 3 項中央事業所工務課管路整備係の項第 1 号中「経年管更新事業及び配水管整備」を「老朽配水支管の更新、重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備」に改め、同条第 3 項中央事業所維持管理課鉛管対策係の項第 2 号中「小規模」を削り、同条第 3 項中央事業所維持管理課維持係の項第 8 号中「保管」を「受払及び保管」に改め、同条第 3 項秋葉事業所料金課の項を次のように改める。

料金課

管理係

- (1) 課の所管事務に係る調整に関すること。
- (2) 検針及び徴収に関する事務の委託に関すること。
- (3) 専用公印の管守に関すること。
- (4) 庁舎の維持管理に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

料金係

- (1) 水道使用の申込みその他水道使用関係諸届の受理に関すること。
- (2) 水道使用量及び下水道使用量の計量、認定及び苦情処理に関すること。
- (3) 水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料の清算に関すること。

- (4) 水道メーターの弁償に関すること。
- (5) 使用済み水道メーターの受取及び整理に関すること。
- (6) 水道料金，下水道使用料及び公設浄化槽使用料その他諸収入金の徴収及び還付に関すること。
- (7) 水道料金その他諸収入金の滞納整理並びに下水道使用料及び公設浄化槽使用料の督促に関すること。
- (8) 停水処分に関すること。

第6条第3項秋葉事業所工務課管路整備係の項第1号中「経年管更新事業，老朽管改良事業及び配水管整備」を「老朽配水支管の更新，重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備」に改め，同条第3項秋葉事業所工務課改良係の項第1号中「小規模」を削り，同条第6項工務係の項第1号中「経年管更新事業，老朽管改良事業及び配水管整備」を「老朽配水支管の更新，重要施設向け配水管の耐震化及び配水支管整備」に改め，同項第3号中「小規模」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は，平成28年4月1日から施行する。

(職名の変更措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において，附則別表の左欄に掲げる職の発令のなされているものについては，別に発令のあったものを除くほか，施行日付けをもって同表の右欄に掲げる職の発令があったものとする。なお，施行日の前日において，附則別表の左欄に掲げる職に事務取扱の発令がなされているものについては，別に発令のあったものを除くほか，施行日付けをもって同表の右欄に掲げる事務取扱発令があったものとする。

附則別表

秋葉事業所料金課料金第 1 係長	秋葉事業所料金課管理係長
秋葉事業所料金課料金第 2 係長	秋葉事業所料金課料金係長